

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成28年1月28日(2016.1.28)

【公開番号】特開2014-50945(P2014-50945A)

【公開日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【年通号数】公開・登録公報2014-015

【出願番号】特願2013-47441(P2013-47441)

【国際特許分類】

*B 2 3 H 7/08 (2006.01)*

【F I】

*B 2 3 H 7/08*

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月4日(2015.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

前記コアが銅60重量%以上70重量%以下で亜鉛30重量%以上40重量%以下の重量比の黄銅で成る請求項1に記載のワイヤ電極。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

加熱炉3の中で素線2を加熱する拡散時間は、電気亜鉛鍍金による厚さ5μm以上20μm以下の亜鉛の被覆層が亜鉛濃度40重量%以上、確実には45重量%以上48重量%以下の亜鉛リッチ黄銅になるまでの時間が目安である。例えば、加熱炉3の全長が約8mであるとき、所要の適切な拡散時間に合わせると、素線2を直線走行させる走行速度は、具体的に、2.8m/min以上3.2m/min以下が適当である。加熱炉3の中は、450以上650以下の一定温度に保持され、望ましくは、540以上600以下以下の範囲の一定温度に保たれる。

【手続補正3】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図2】

